

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 知事指定薬物の指定の失効

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

○ 出

○ 保安林の指定予定

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

### 【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 公共測量の実施

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 一般競争入札の実施

健康推進課

医薬安全課

指導監査室

〃

〃

〃

治山課

道路整備課

〃

経営支援課

監理課

〃

〃

〃

〃

建築指導課

〃

〃

用度課

## 目次

担当課（室）

### 【監査公表】

○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表

監査事務局

◎岡山県告示第三百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年七月七日

指定を辞退した医療機関

名称

なかしよう駅前診療所

所在地

倉敷市鳥羽一四―四 グリーンハウス二階

辞退年月日

令和五年六月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第三百五十三号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 二―「（四―エトキシフェニル）メチル」―五―ニトロ――「二―（ピペリジン――イル）エチル」―一H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称名Etonitazepipne、N―Piperidinyl Etonitazene）及びその塩類

2 （二R・三R）―二―（三―クロロフェニル）―三―メチルモルフォリン、（二S・三S）―二―（三―クロロフェニル）―三―メチルモルフォリン（通称名三―CPM、三―Chlorophenmetrazine）及びその塩類

3 N―（アダマンタン――イル）――（四―フルオロブチル）―一H―インダゾール―三―カルボキシアミド（通称名四F―ABINACA、四F―ABUTI―NACA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和五年七月一日

◎岡山県告示第三百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

障がい者就労継続支援B型事業所オオルリ

2 所在地

津山市材木町六八番地一八 岡本ビル

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人カナリヤホーム

2 主たる事務所の所在地

鳥取県鳥取市賀露町南一丁目二番地二二号

三 指定年月日

令和五年七月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇九五三

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第三百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ひだまり

2 所在地

玉野市田井四丁目七番地二〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人虹色

2 主たる事務所の所在地

玉野市山田九一九番地一

三 廃止年月日

令和五年七月三十一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇五四八

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

# 令和5年7月7日 岡山県公報 第12512号

## ◎岡山県告示第三百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ニチイケアセンター長船

#### 2 所在地

瀬戸内市長船町土師一四―三 マキノビル一階

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社ニチイ学館

#### 2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台四―六

### 三 廃止年月日

令和五年七月三十一日

### 四 事業所番号

三三一一二〇〇〇一二

### 五 サービスの種類

同行援護

◎岡山県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市高倉町田井字川ノ上一六三一、一六六八、字梨原ヲク一六六九、字梨原奥一六七〇、一六七一、一六七三の一、一六七三の三、一六七五の一から一六七五の四まで、一六七五の六、一六七五の八、一六七六の一、一六七六の三、一六七七の一、一六七七の三、一六八〇の一、一六八〇の三、一六八一、一六八二の一、一六八二の二、一六八七、字タワ地蔵一七九一、字大木峠一七九二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川ノ上一六六八

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和5年7月7日 岡山県公報 第12512号

◎岡山県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西一宮中北上線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
苦田郡鏡野町薪森原字随保田九一番二地 先から	新	九・六〇	一〇・六	五八・〇
苦田郡鏡野町薪森原字随保田九〇番一 地 先まで	旧	七・五〇	一〇・六	五八・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 百谷寺元線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
苦田郡鏡野町竹田字稻荷四一四番一 地先 から	新	一三・三〇	一四・八	七五・五
苦田郡鏡野町竹田字横堰三八四番一 地先 まで	旧	五・八〇	一三・七	七五・五

令和5年7月7日 岡山県公報 第12512号

◎岡山県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
百谷寺元線	西一宮中北上線			苫田郡鏡野町薪森原字随保田九一番二地先から 苫田郡鏡野町薪森原字随保田九〇番一地先まで 苫田郡鏡野町竹田字稻荷四一四番一地先から 苫田郡鏡野町竹田字横堰三八四番一地先まで	令和五年七月七日

# 令和5年7月7日 岡山県公報 第12512号

〔三四四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス井原店

所在地 井原市下出部町二丁目一九番一ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱HCキャピタル株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

代表者の氏名 代表取締役 久井 大樹

### 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）

名称 三菱HCキャピタル株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

代表者の氏名 代表取締役 柳井 隆博

（変更後）

名称 三菱HCキャピタル株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

代表者の氏名 代表取締役 久井 大樹

### 4 変更年月日

令和五年四月一日

### 二 届出年月日

令和五年六月二十六日

### 三 縦覧の期間及び場所

#### 1 縦覧の期間

令和五年七月七日から同年十一月七日まで

#### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔三四五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市南区大福及び妹尾地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）	測量の種類
令和五年七月三日から同年十月二日まで	測量期間

〔三四六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市邑久町北島地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年五月二十三日から同年八月三十一日まで	測量期間

〔三四七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 岡山市南区阿津地	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和五年六月二十六日から 同年八月三十一日まで	測 量 期 間

〔三四八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市穂浪地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和五年七月三日から同年九月二十九日まで	測量期間

〔三四九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市真備町妹地 内	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和五年六月十九日から同年十二月二十八日まで	測量期間

〔三五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字澁ヶ添三四四―九、三四四―一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市青江七八六プロムナード倉敷二〇二号

安原 正輝

安原 直美

三 許可年月日及び許可番号

令和五年五月二十九日岡山県指令建指第五八号

〔三十一〕 宮中麗覽に題する器用を収むる麗覽に（一）のたより一般競争入札を承取す。

令和五年七月七日

岡田誠哉 榎 伊 原 木 隆 大

## 1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量  
気象観測装置 3式
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び機器規格仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限  
令和6年3月15日（金）
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法  
入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
  - (3) この告示の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
  - (4) この告示の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
  - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ## 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

# 令和5年7月7日 岡山県公報 第12512号

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁地下1階）  
電話（086）226-7538

## (2) 申請書の提出期限

令和5年8月1日（火）正午

## 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）  
電話（086）226-7540

## (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

### ア 交付期間

令和5年7月7日（金）から同年8月8日（火）まで（岡山県の休日を定める  
条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

### イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、  
返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、  
交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラ  
ムであるので、注意すること。

## (3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」とい  
う。）によるものとする。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

### ア 日時

令和5年8月18日（金） 11時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和5年8月17日（木）17時を受領期  
限とする。

### イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

### ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出  
を受け付けない。

## 5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書  
で指定する添付書類を令和5年8月8日（火）17時まで、4(1)の場所に提出（郵送  
等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた  
場合には、それに応じなければならない。

## 6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Weather observation device 3 Unit

(2) Delivery date :

By 15 March (Friday) , 2024

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

11:10 A.M. 18 August (Friday) , 2023

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan

TEL 086-226-7540

◎岡山県監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和五年七月七日

岡山県監査委員	笹
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	本
岡山県監査委員	雅
岡山県監査委員	茂
岡山県監査委員	智
岡山県監査委員	飛
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	美
岡山県監査委員	保
岡山県監査委員	正
岡山県監査委員	彦
岡山県監査委員	智

# 令和5年7月7日 岡山県公報 第12512号

監査対象団体 (監査対象団体を所管する県の部局)	監査実施年月日	監査結果公表年月日
公益財団法人岡山県育英会 (教育庁)	令和5年1月16日	令和5年3月24日
監査の結果(指摘事項)  令和3年度末の奨学金未収償還金が、前年度末に比べ約1,396万円減少し、319,250,346円となっている。		
措置の状況  当育英会では、近年特に取組を強化している口座振替不能者及び当年分払込用紙による返還者で未納になっている者に対しての迅速な電話督促や、過年分滞納者のうち既に最終返還期限を迎えている者に対する電話・訪問督促の継続により、令和4年度決算では、昨年に引き続き前年度末に比べ未収償還金を減少することができた。  引き続き長期滞納者に対しては、効果が上がっている取組である分割返還申請書の提出を求め、計画的な返還を行う意識づけを続ける。また、悪質な長期滞納者については、積極的に早期の段階から法的措置を講じる他、弁護士法人へ債権管理・回収等を委託する。その他、コンビニ収納等の返還しやすい環境について周知を図り、利用促進を促すことで返還率向上を図ることとする。		